

## 平成28年度国立研究開発法人国際農林水産業研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「JIRCAS」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度国立研究開発法人国際農林水産業研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

- (1) JIRCASにおける平成27年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は65件、契約金額は354百万円である。また、競争性のある契約は48件（73.8%）、295百万円（83.3%）、競争性のない契約は17件、（26.2%）、59百万円（16.7%）となっている。

平成26年度と比較して、競争性のない随意契約件数は4件減（△19.0%）、金額においては17百万円（22.4%）減少している。これは、これまで随意契約により実施していた海外の研究機関との委託契約が終了したこと及び緊急を要する契約及び特殊な業務委託契約が減少したためである。

平成27年度におけるJIRCASの競争性のない随意契約の内訳は、海外の研究機関への研究委託契約（該当国において研究を実施出来る研究機関が限られていたもの）10件（18百万円）、電気料等の光熱水料及び郵便料金等の通信費用などの契約5件（39百万円）、継続的な法律相談が必要な法律顧問契約1件（1百万円）、国際シンポジウム会場施設使用1件（1百万円）となっており、いずれも随意契約以外には契約が困難な事案となっている。

表1 平成27年度のJIRCASの調達全体像（単位：件、百万円）

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(53.6%) 37	(58.8%) 160	(72.3%) 47	(82.5%) 292	(27.0%) 10	( 82.5%) 132
企画競争・公募	(15.9%) 11	(13.3%) 36	( 1.5%) 1	( 0.8%) 3	(△90.9%) △10	(△91.7%) △33
競争性のある契約（小計）	(69.6%) 48	(72.1%) 196	(73.8%) 48	(83.3%) 295	( 0.0%) 0	( 50.5%) 99
競争性のない随意契約	(30.4%) 21	(27.9%) 76	(26.2%) 17	(16.7%) 59	(△19.0%) △ 4	(△22.4%) △17
合計	(100%) 69	(100%) 272	(100%) 65	(100%) 354	(△ 5.8%) △ 4	( 30.1%) 82

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) JIRCASにおける平成27年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は19件（39.6%）契約金額は150百万円（50.8%）である。

平成26年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は4件減（△17.4%減）、金額は66百万円増（78.6%増）となっている。件数の減少については、主に企画競争による研究委託契約において平成26年度から複数年契約を実施したことによるものである。金額の増加については、主に契約金額の大きい財務会計システムの構築及び保守業務が一者応札になったことによるが、これは、本業務には既存システムからのデータ移行業務が含まれており、既存システムとの互換性などを考慮する必要があったため一者応札になったものと考えられる。

平成27年度における一者応札・応募の内訳については、研究委託契約1件（3百万円）、研究用機器等の購入3件（20百万円）、国際シンポジウム運営業務1件（6百万円）、財務会計システムの構築及び保守業務1件（69百万円）、財務会計システム用サーバー1件（8百万円）、ソフトウェアの購入及び導入支援業務1件（8百万円）、情報セキュリティ管理業務2件（12百万円）、特殊な機器やシステム等の維持管理・保守等業務4件（11百万円）、電子ジャーナル1件（5百万円）、健康診断業務1件（3百万円）、Webサーバー提供業務1件（2百万円）、調査業務1件（3百万円）、ソフトウェア賃貸借1件（1百万円）となっている。

表2 平成27年度のJIRCASの一者応札・応募状況 (単位：件、百万円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	22 (48.9%)	29 (60.4%)	7 (31.8%)
	金額	99 (54.1%)	145 (49.2%)	46 (46.5%)
1者以下	件数	23 (51.1%)	19 (39.6%)	△4 (△17.4%)
	金額	84 (45.9%)	150 (50.8%)	66 (78.6%)
合計	件数	45 (100%)	48 (100%)	3 (6.7%)
	金額	183 (100%)	295 (100%)	112 (61.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入にしているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析を含め総合的な検討を行った結果、一者応札、応募の改善について引き続き重点的に取り組むこととし、さらに、研究開発等に係る物品及び役務の調達（研究用機器、試薬等の購入、成分分析の外注等）及び一般的な物品の調達について、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、要因に応じた対策を検討するため、入札説明書受領者、応札者に対するアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。

また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検、電子メール

による入札説明書等の配付等を行うとともに、ホームページから仕様書をダウンロード可能とするなどにより入札に参加しやすい環境を整える。【入札等に参加しやすい環境整備の実行】

(2) 研究開発等に係る物品及び役務の調達

研究開発等に係る物品及び役務の調達について、試薬等に係る単価契約の品目を拡大し、公平性・透明性を確保しつつ調達手続きの簡素化と納期の短縮を図る。

【単価契約の品目拡大による調達手続きの簡素化と納期の短縮：数値目標20品目以上拡大】

(3) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達

研究開発等に係る特殊性が高い物品以外の一般的な物品及び役務の調達について、調達手続きに要する時間の短縮を図るために、昨年度までは、コピー用紙、トイレットペーパーについて他法人との共同調達を行ってきたところである。平成28年度においては、さらに品目を拡大することにより、調達手続きに要する時間の短縮を図る。【調達手続きに要する時間の短縮：数値目標1品目以上拡大】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事250万円以上、物品の購入160万円以上、役務100万円以上）については、事前に法人内に設置された契約審査委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要する場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。【新たな競争性のない随意契約に係る契約審査委員会による事前審査実施率：数値目標100%】

(2) 不適正な経理処理の再発防止のための取組

不適正な経理処理に係る再発防止策として、以下の取組を実施する。

① 検収体制を見直し、新たに専任の担当部署を設ける等の必要な体制の整備を行うとともに、検収担当者向けにマニュアルを作成し、契約担当者以外の者による実効性のある検収を実施する。【不適正経理等の再発防止のための体制の整備】

② 適正な経理処理や、コンプライアンスについて、職員を対象とした研修を実施するとともに、研修後にチェックシートを用い理解度を確認する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施：数値目標参加率原則100%】

③ JIRCASとの契約手続についてのマニュアルを作成し業者へ配付するとともに、一般競争入札参加業者及びJIRCASとの年間取引が一定以上の金額又は件数が見込まれる業者に対し、不正に関与しない旨の「誓約書」の提出を求めることとする。また、職員に対しても物品購入等に当たっての注意事項や調達手続きの流れ等をまとめたマニュアルを作成し、正しい経理処理に対する理解促進を図るため、周知徹底する。【不適正経理の再発防止等のためのマニュアルの作成】

- ④ 内部監査において、契約と納入及び検収に関する検査項目を追加するとともに、取引の多い業者に対して契約案件を無作為に抽出し、会計帳簿等の提出を求め、不審点があれば業者に対して臨時監査を実施する。【不適正経理の再発防止等のための内部監査の徹底（強化）】

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者：理事

副総括責任者：総務部長

委員：企画連携部長、リスク管理室長、研究支援室長、研究業務推進科長、財務課長、財務課課長補佐（経理）、財務課課長補佐（用度）、総務課長、  
その他総括責任者が指名する者

事務局：財務課

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2カ年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、JIRCASのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合は、調達等合理化計画の改定を行うものとする。